

第 77 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

番号	権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
	種類	決定年度		内訳	金額	
1	生活保護費返還金	平成19年度	個人	返還金	102,600円	返還決定の相手方の死亡及び相続人の不存 在により今後回収の見込みがないため。
2	生活保護費返還金	平成25年度	個人	返還金	128,833円	返還決定の相手方の死亡及び相続人の不存 在により今後回収の見込みがないため。

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。